

「防災重点農業用ため池」に関する説明会

農業用ため池の管理及び保全に関する法律等について

令和8年5月22日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課

1. 農業用ため池の現状と法律制定の背景について

1) 法律制定の背景 農業用ため池の現状と課題

- ◆ 農業用ため池は、水田農業を主体とする我が国において、全国に約15万箇所設置されたといわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本、特に瀬戸内地域で全国の約6割が分布。
- ◆ 江戸時代以前に築造、築造時期が明らかでない古い施設も多く、施設の老朽化が進行。また所有者や利用者の世代交代が進み、施設の権利関係が不明確かつ複雑化。
- ◆ 離農、高齢化、都市化や作物転換が進む中、利用されなくなり放置されている施設が存在。管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われなくなることが懸念。

2) 法律制定の背景 目的

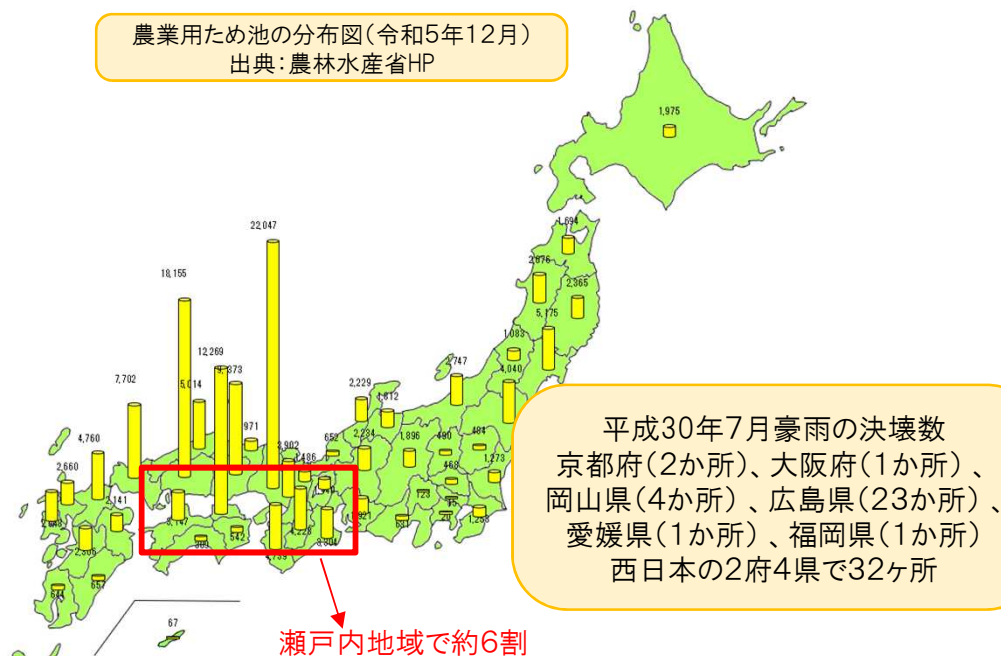
農業用ため池を適正に管理及び保全し、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止すること。

「農業の持続的な発展」「国土の保全」



「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定
(令和元年7月1日施行)

農業用ため池の分布図(令和5年12月)
出典: 農林水産省HP



所有者・管理者の皆様へ 大きく4つ

- ①ため池の管理について（農業用ため池の適正管理）
- ②農業用ため池の届出制度について
- ③特定農業用ため池の指定について
- ④水位計等設置に対する補助事業について

2. 所有者・管理者の皆様

①ため池の管理について（農業用ため池の適正管理）

所有者または管理者

- ◆ 農業用ため池の所有者や管理者は、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努めなければならない。
- ◆ 県へ農業用ため池の届出を義務化 → P.4

県・市

- ◆ 適正な管理が行われていない場合に県が勧告
- ◆ 所有者等へ財政、技術面で支援
- ◆ 「特定農業用ため池」を県が指定

適正な管理



← 堤体の草刈

破損箇所の補修や補強

→



- ◆ 取水口、洪水吐、堤体の施設点検、洪水吐の堆積土砂、流木の除去等観察箇所については、劣化状況評価の結果も参考ください。
- ◆ 状況変化等ありましたら県、市へご相談ください。

2. 所有者・管理者の皆様へ

②農業用ため池の届出制度について

農業用ため池の届出

農業用ため池の所有者または管理者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。

届出事項： 農業用ため池の名称、所在地、所有者、管理者の氏名等の情報、ため池の諸元（堤高、堤頂長、総貯水量 等）
農業用に利用されている、すべてのため池が対象になります。
令和2年度までに全ての農業用ため池で届出済み。



①所有者や管理者等が交代された場合 → 「**変更届出**」が必要です。

②ため池を廃止する場合 → 「**廃止届**」が必要です。

③「特定農業用ため池」に指定されているため池で、堤体の掘削や竹林の植栽等の行為を行う場合 → 「**許可もしくは届出**」が必要となります。

※現在、農業用に利用されていないため池でも、過去に農業用として利用され、今でも利用可能な状態にある場合は、届出の対象となります。

※国や地方公共団体（財産区含む）が所有するため池は対象外です。

※廃止届は、ため池の廃止を確認するために、国や地方公共団体（財産区含む）が所有するため池においても提出をお願いします。

2. 所有者・管理者の皆様へ

②農業用ため池の届出制度について

農業用ため池の変更届出 (第4条、附則第2条)

所有者や管理者等が交代された場合は、その都度「**変更届出**」が必要です。

(例: 自治会長、農業組合長、水利組合長等が交代された場合)

本日より参加の中で、自治会長、農業組合長、水利組合長が新年度などで交代されておりましたら、お声がけください。

届出状況も合わせて確認します。

なお届出については滋賀県HPからもダウンロードできます。
「滋賀県 農業用ため池の届出」で検索。

【記入例】

(例) 代表者の交代による変更の場合

様式第2号(附則第2条第2項関係) 農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

令和〇年〇月〇日

滋賀県知事 様

届出者氏名(法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇水利組合 組合長 △△ △△

住所

〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 農業用ため池の名称

〇〇池

2 農業用ため池の所在地

〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地

3 変更の年月日

令和〇年〇月〇日

4 変更の内容

(管理者) 代表者氏名△△ △△に変更

5 変更の理由

任期満了に伴い代表者を変更したため

押印不要

※当初、所有者からため池届を提出している場合は、以降の変更届も、所有者から提出してください。

2. 所有者・管理者の皆様へ

②農業用ため池の届出制度について

農業用ため池の廃止届出 (第4条第2項関係)

例:

- ・受益地が無くなり、廃池工事を行う場合
- ・池をほかの用途(防火用水、調整池等)に転用される場合
- ・埋め立てて売却する場合など

県へ廃止届が必要になります。

池の廃止を検討される場合は、
県、市へご相談ください。

届出については滋賀県HPからも
ダウンロードできます。
「滋賀県 農業用ため池の届出」
で検索。

【記入例】

(例) 受益地が無くなり、廃池工事を行った場合

様式第3号(第4条第2項関係) 農業用ため池の廃止届出

農業用ため池の廃止届出書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

届出者氏名(法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇水利組合 組合長 △△ △△

住所

〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 農業用ため池の名称

〇〇池

2 農業用ため池の所在地

〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地

3 廃止の年月日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

4 廃止の理由

農業用の利用が無くなったため。(廃池工事済)

5 廃止後のため池、敷地の利用計画

植林

押印不要

2. 所有者・管理者の皆様へ

③特定農業用ため池の指定について

◆ 「特定農業用ため池」の指定

県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域（家屋または学校、病院その他の公共の用に供する施設など）に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。

< 指定基準 >

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県 及び市町村が必要と認めるもの。

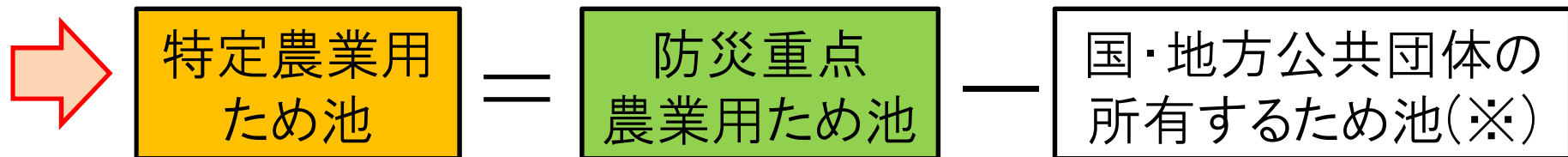


※指定(選定)基準は「防災重点農業用ため池」と同じ

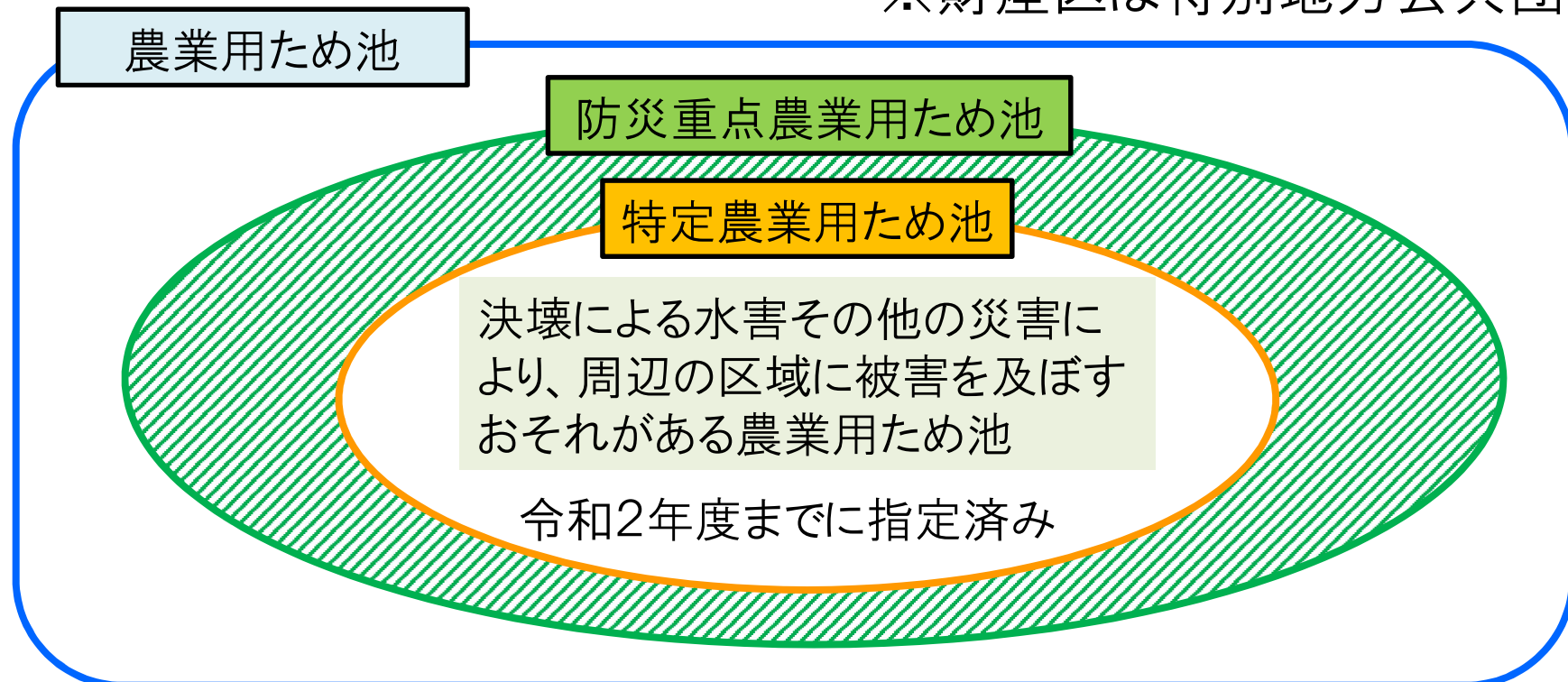
2. 所有者・管理者の皆様へ

③特定農業用ため池の指定について

特定農業用ため池 と 防災重点農業用ため池 の関係



※財産区は特別地方公共団体



2. 所有者・管理者の皆様へ

③特定農業用ため池の指定について

3) 特定農業用ため池 に指定されると・・・

- ◆堤体の掘削や竹木の植栽等のため池の形状変更行為は、県知事の許可が必要となります。
- ◆防災工事(ため池の改修や廃止等)を施工しようとする場合は、工事に着手する30日前までに、防災工事計画届出書を県に提出する必要があります。



滋賀県もしくは大津市にお早めにご相談ください。

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

様式第15号（第9条第1項関係）防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

届出者氏名（法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所 水利組合 組合長

市 町 番地

電話番号 -

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
<老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他>
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

【防災工事の種類】

老朽化対策、豪雨対策
耐震化対策、廃止、
その他

2. 所有者・管理者の皆様へ 今後のため池対策について

1) 地域の防災意識の向上に向けて

防災重点農業用ため池

- ・ため池マップ作成・公表 【県、市】（ため池名、所在地、貯水量等記載）
- ・緊急連絡体制の整備 【県、市】
- ・ハザードマップの作成・公表 【市】

すべての農業用ため池

- ・ため池データベースの整備・公表 【県】

2) 防災工事等

- ・ため池の耐震・豪雨対策などの工事 【県・市・所有者等】

3) 今後のお願い

- ・ため池の水位を下げる低水位管理（特に台風・大雨前）
- ・堤体の変形や堤体からの漏水等があれば、県・市に連絡
- ・ため池の各種調査へのご協力

2. 所有者・管理者の皆様へ

④水位計等設置に対する補助事業について

1)ため池監視システム、ため池への水位計設置にも補助事業があります。

ため池の状況、水位変化等をリアルタイムに把握でき、ため池の日常の維持管理に役立てていただくものとして、ため池に「水位計や監視カメラ」を設置するための事業にも補助があります。

2)水位計等設置への補助

補助率：ため池において行うものにあつては、令和 12 年度までは定額(100%)

実施要件：事業費200万円以上、受益者2者以上、工期が原則3年以内

事業実施主体：県、市町、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体など

その他：

○耐用年数：各メーカーにもよるが約5年間

○費用について(ランニングコスト・イニシャルコスト)

クラウドサービス利用料、月々の通信費などの月額利用料は補助の対象外になります。